

令和7年4月1日改訂

# 新潟県コンクリート診断士会 会 則

新潟県コンクリート診断士会

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は「新潟県コンクリート診断士会」という。（以下「本会」という）

### 第2条（目的）

本会は「コンクリート診断士」の社会的評価と地位の向上、および「コンクリート診断士」によるコンクリート診断技術の普及と向上に努め、社会全体の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1）会員間の技術交流、情報の収集および提供
- （2）「コンクリート診断士」資格制度の普及および宣伝
- （3）「コンクリート診断士」による診断技術に関する講習および研修
- （4）その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### 第4条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同する者で、新潟県内に勤務または居住する（社）日本コンクリート工学協会に登録された「コンクリート診断士」とする。
- （2）賛助会員（個人） 本会の目的に賛同し新潟県内に勤務または居住する者。
- （3）賛助会員（法人等） 本会の目的に賛同し新潟県内に本社、支店、営業所等を持つ法人または団体とする。

### 第5条（入会）

本会の入会は、入会希望者が所定の手続きを行い、会員資格を有することが確認された場合に入会を認める。ただし、会費の納入の確認をもって会員とする。

### 第6条（退会）

会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。

- （1）退会の届けをしたとき。
- （2）死亡したとき。
- （3）コンクリート診断士の資格を喪失したとき。

### 第7条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において除名することができる。

- （1）本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- （2）会費を2年以上納付しないとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

### 第8条（役員）

本会に、次の役員を置き役員会とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名～3名
- (3) 会計監事 1名～2名

### 第9条（役員を選任）

役員は、総会において選任する。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第10条（役員の職務）

会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計監事は会計を監査する。

## 第4章 幹事および顧問

### 第11条（幹事）

幹事は会長、副会長を補佐し、本会の運営に携わる。

- 2 幹事は、会長が選任する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第12条（学術顧問及び技術顧問）

本会は、学術顧問及び技術顧問を置くことができる。

- 2 学術顧問は本会への協力に同意した有識者に会長が委嘱する。
- 3 技術顧問は、本会の役員を経験した技術者に会長が委嘱する。
- 4 学術顧問及び技術顧問は会長および役員会に対し、必要な助言をすることができる。
- 5 学術顧問及び技術顧問は役員会の求めに応じ、本会の活動を支援することができる。

## 第5章 総会、役員会、および幹事会

### 第13条（総会）

総会は、この会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) 会則の改廃
  - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、役員会の議決を経て、会長が招集する。
  - 3 通常総会、臨時総会の議長は総会毎に出席した正会員のうちから選任する。
  - 4 総会の開催は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することができないものとし、議決は出席者の過半数をもって議決とする。

### 第14条（役員会）

役員会はこの会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

- 2 役員会は会長が必要と認めたとき開催する。
- 3 役員会の議長は会長が務める。

#### 第15条（幹事会）

幹事会はこの会則と別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員会の命による、各種、講演会、研修会等の行事に関する事。
  - (2) この会の運営のための具体的事項に関する事
  - (3) その他、この会の運営に必要な事項の提案に関する事。
- 2 幹事会は会長が必要と認めたとき開催する。

### 第6章 会計

#### 第16条（入会金）

本会の入会金は1,000円とし、入会時に納入するものとする。

#### 第17条（会費）

本会の年会費は次のとおりとし、各会計年度当初に納めなければならない。会費は原則として指定する口座を利用し、振り込みに要する費用は会員個人が負担する。ただし、本会の運営上、役員会が必要と認めた場合は臨時総会で承認を得て臨時会費を徴収することができる。納入した会費はどのような事情があっても払い戻ししない。

正会員	4,000円/年
賛助会員（個人）	4,000円/年
賛助会員（法人等）	10,000円/年

#### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第19条（決算）

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局が作成し、会計監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

### 第7章 事務局

#### 第20条（事務局）

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局を置く。

- 2 事務局長は会長が任命する。

#### 附 則

- 1 会則のほかに細則を定めることができる。
- 2 一般社団法人日本コンクリート診断士会との連携を図るため細則を定める。

## 一般社団法人日本コンクリート診断士会との連携のための細則（案）

平成22年6月10日

### 第1条 入会

一般社団法人 日本コンクリート診断士会細則第1、第2条により、新潟県コンクリート診断士会への入会を以って、一般社団法人 日本コンクリート診断士会の会員とする。

### 第2条 会費の負担

新潟県コンクリート診断士会の会員は、一般社団法人 日本コンクリート診断士会細則第4条に従い、本会年会費の一部を一般社団法人 日本コンクリート診断士会の事業活動にあてる費用とする。

### 第3条 その他

一般社団法人 日本コンクリート診断士会の会員として行動するときは、一般社団法人 日本コンクリート診断士会の定款及び細則に従うものとする。

2 本細則は、平成22年7月23日に予定されている一般社団法人日本コンクリート診断士会の設立をもって施行する。

### <参考>

一般社団法人 日本コンクリート診断士会細則

第1条（入会の申し込み）：当診断士会に入会を申し込むものは、当診断士会所定の申込書に記入し、付記の地区のあるところは、地区診断士会を通じ、それ以外は当診断士会に直接申し込むことを原則とする。

第2条（会員の資格）：会員の資格は、理事会の承認を得た月の初日から有効とする。

2、入会の資格を得た会員は、以下の入会金を納付する。但し、地区診断士会を通じて入会する場合は、それぞれの診断士会の規約によるものとする。

第4条（会費の負担）：会員は、当診断士会の事業活動にあてる会費として、次の年会費を負担する。

（1）正会員・賛助会員 年額 3,000円

なお、各地区診断士会に所属する会員は、地区診断士会の規定により年会費を支払い、年額のうち

500円を当診断士会会費に、それ以外の会費は地区診断士会の活動費として使用する。

（2）学会会員 年額 0円

（3）法人会員

SA会員 年額 100,000円

A会員 年額 50,000円

B会員 年額 30,000円

C会員 年額 10,000円

なお、各地区に所属する会員は、地区診断士会の規定により年会費を支払い、年額のうち3,000円を当診断士会会員に、それ以外の会費は地区診断士会の活動費として使用する。法人会員の種別は、所定の手続きにより変更できる。